

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023 年6月6日

【発行者の名称】

OOKABE GLASS株式会社
(OOKABE GLASS CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 大壁 勝洋

【本店の所在の場所】

福井県福井市米松二丁目 24 番 8 号

【電話番号】

0776-54-4557 (代表)

【事務連絡者氏名】

管理部門 執行役員 総務チーム担当部長 酒井 佳世子

【担当 J-Adviser の名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小林 昇太郎

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番3号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を 2023 年6月 27 日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

OOKABE GLASS株式会社
<https://ookabe-glass.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 18 期	第 19 期	第 20 期
決算年月		2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月
売上高	(千円)	—	1,153,750	1,225,343
経常利益	(千円)	—	180,809	131,247
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	122,344	81,110
包括利益	(千円)	—	123,402	83,670
純資産額	(千円)	—	526,051	609,921
総資産額	(千円)	—	907,915	1,144,958
1株当たり純資産額	(円)	—	221.75	257.11
1株当たり配当額	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益	(円)	—	53.63	34.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	57.9	53.2
自己資本利益率	(%)	—	26.5	14.3
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	120,370	48,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	10,855	△231,732
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	24,463	169,006
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	512,211	500,691
従業員数	(名)	—	47	51

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、2022 年 12 月 29 日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。第 19 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 連結財務諸表は第 19 期から作成しております。
5. 1 株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数については、従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第5項の規定に基づき、第 20 期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第 19 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年 月	沿 革
2003 年 8月	福井県坂井郡丸岡町(現・福井県坂井市)にガラス工事業を目的として大壁商事株式会社(現・当社)を設立
2005 年 4月	福井県鯖江市にコールセンター(現・カスタマーセンター)を設置
2005 年 11 月	ガラス板販売サイト「オーダーガラス板.com」を開設・運営開始し、EC 事業(現・EC サイト開発運営事業)に参入
2006 年 4月	福井県福井市米松に本社・コールセンター(現・カスタマーセンター)を移転・集約、配送センターを設置
2013 年 4月	本社隣接地に新社屋増設
2017 年 1月	オーカベガラスホールディングス株式会社(現・当社)に商号変更
2018 年 6月	当社グループのプラットフォーム制作を行うべく、福井県福井市に当社代表取締役による 100%出資の個人会社としてOOKABE Creations株式会社を設立
2019 年 12 月	当社の商号をOOKABE GLASS株式会社に変更
2021 年 3月	OOKABE Creations株式会社株式の 100%を株式交換にて当社が取得(現・連結子会社)
2022 年 7月	当社グループが培ってきたプラットフォームの外部顧客への提供を促進するべく、OOKABE Creations株式会社が 80%出資して福井県福井市に株式会社FPECを設立(現・連結子会社)
2022 年 8月	OOKABE Creations株式会社にてプライバシーマーク取得

3【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、当社、連結子会社(OOKABE Creations株式会社及び株式会社FPEC)の計3社で構成されております。当社グループの特徴は、主にガラス・鏡に特化した EC サイトを運営し、それが板ガラスネット販売実績国内最大級であること(株式会社日本マーケティングリサーチ機構の調査による。)の他、自社グループ内でのプラットフォーム制作に経営資源を重点的に投入して EC サイト及びバックエンドシステムに日々改良を重ねることで迅速な顧客対応を可能とし、品揃えの充実や対応の迅速性を求める顧客ニーズに着実に応えてきたことにあります。

また、上記の当社グループの独自で制作してきたプラットフォームは、ガラス・鏡のインターネット販売(以下「EC 販売」とする。)だけでなく他の建材その他の分野の EC 販売でも活用可能であるため、外部顧客に対して当該プラットフォームの販売を開始しております。

なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別にて記載しております。

1. EC 運営事業部門(当社)

当事業部門では、当社が、EC サイトにてガラス・鏡を中心としたオーダー建材等の紹介・販売を行なっております。当社は、2005 年以降約 18 年間にわたり、主にガラス・鏡を中心に個人法人を問わず顧客に対して EC 販売を行ってまいりました。今では、板ガラスネット販売実績国内最大級の「オーダーガラス板.com」を主力サイトとして、用途・ニーズ別に専門サイト(2023 年6月6日現在で9サイト)を展開しております。当社は、10,000 点以上の品揃えの中から、顧客の用途に合わせた「希望サイズ」にカット・加工されたガラスを販売しておりますが、10,000 点以上の品揃えを可能としている要因は、当社が特定のガラスメーカー系列の販売会社ではなく独立系であることで、複数のガラスメーカーの製品の取り扱いが可能となっていることにあります。

また、カスタマーセンターでは、いわゆるコールセンター業務(問合せ対応、説明、見積り、配送手配その他接客)を担っており、1 日 300 件以上の電話やメールに、専門の自社オペレーターが迅速に対応しております。オペレーターは単に注文を受けるだけでなく、その顧客との対話から顧客ニーズを聞き出すことで、よりその顧客にとって適切な商品の提案等を行って顧客満足の向上を図っております。

2. EC サイト開発事業部門(OOKABE Creations株式会社)

当事業部門では、OOKABE Creations株式会社がプラットフォームの制作を行っております。現状、当社グループにおける外部売上9割以上は EC 運営事業部門(当社)によるものでありますが、その競争力の源泉は当事業部門(OOKABE Creations株式会社)を当社グループ内に内製化していることにあります。自社オペレーターの要望を受けてOOKABE Creations株式会社の技術者が当社の EC サイトやバックエンドシステムの改良を日々行うことで、自社オペレーターが行わなければならない見積もり等の作業を効率的に迅速に行うことが可能となっており、その迅速な対応にニーズのある顧客からの注文に繋がっております。

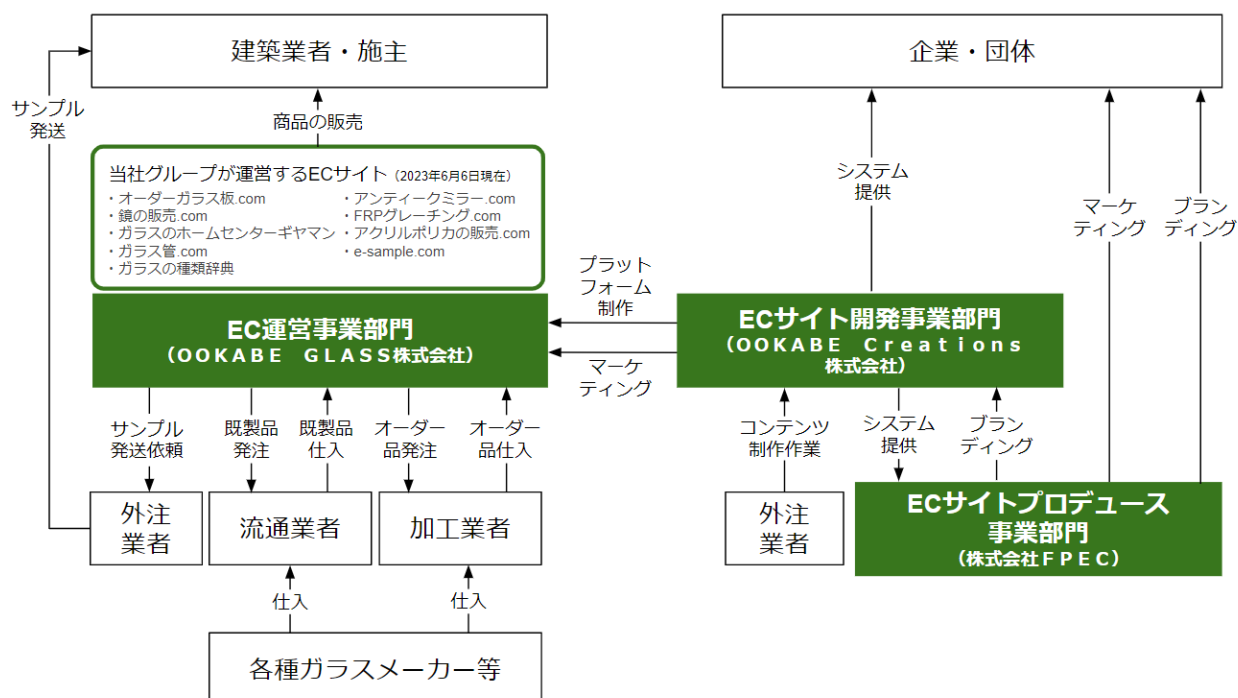
また、OOKABE Creations株式会社は、当社の EC 販売で培った WEB マーケティングノウハウを基に建築分野の WEB マーケティングサービスの提供も外部顧客に対して行っております。具体的には、一級建築士のための建材ウェブメディア、建築業界の人材育成アプリやシステム開発など、さまざまな WEB・メディア・アプリの構築・改善を行い、マーケティング・集客のためのプラットフォーム制作を行っております。

3. EC サイトプロデュース事業部門(株式会社FPEC)

当事業部門では、株式会社FPECは、EC サイトやアプリのブランディング戦略・人材育成のプロデュースを行っております。具体的には、当社グループが培ってきた IT 技術を積極的に取り入れた事業づくり並びに実務型 IT 人材を育成する教育手法を、外部の団体・企業に対して提供するものです。

特に、地方の中小企業の IT 化の進展レベルには企業ごとに差があり、企業規模が小さな会社ほどコストを抑えるべく必要なサービスを必要な分だけを導入したいというニーズがありますが、その必要なサービスは何か、その必要な分はどこまでかを判断ができる IT 人材がそもそも不足しております。このため、当社グループでは株式会社FPECにおいて、このような中小企業の IT 化ニーズに細かく対応するべく、IT 人材育成を含めて EC サイト開設に必要な戦略策定や戦術策定としてブランディング支援を行い、EC サイトを運用するためのデザイン制作や分析、コンテンツ制作などのマーケティング支援まで、ワンストップで行うサービスの提供を開始しております。

[事業系統図]



当社グループの EC サイト一覧 (2023 年 6 月 6 日現在)

サイト名	内容
オーダーガラス板.com	【建築・インテリア・工業製品用ガラスのサイズオーダー販売サイト】 インターネットのガラス板の切り売りサイト。お好きなガラスをお好きなサイズでカットして販売し、加工や施工手配も行っています。
鏡の販売.com	【サイズオーダー鏡・規格サイズ鏡のサイズオーダー販売サイト】 大型ミラー、マジックミラーなどの鏡を、お好きなサイズまたは規格サイズで販売し、加工や施工手配も行っています。
ガラスのホームセンター「ギヤマン」	【ガラス・鏡専門の工具・金物の販売サイト】 ガラスや鏡を取り扱う際に必要な 150 種類以上の専門の工具や金物を全国配送。設計・施工業者向けの販売サイトです。
ガラス管.com	【ガラス管・アクリルパイプのサイズオーダー販売サイト】 ガラス管を加工販売する専門サイト。工芸品や建築素材、理化学用などのガラス管を購入いただけます。オーダーサイズ・各種加工にも対応しています。
ガラスの種類辞典	【ガラスの総合百科事典】 ガラスの種類を網羅した専門辞典。一般的なガラスから特殊ガラスまで、世の中にあるガラスの特徴や性質・仕様がわかります。
アンティークミラー.com	【アンティーク調鏡の販売サイト】 アンティーク調の鏡を取り扱う枠付き鏡の販売サイト。1,000 種類以上のアンティーク調鏡を全国発送しています。サイズのオーダーも可能です。
FRP グレーチング.com	【FRP グレーチングのサイズオーダー販売サイト】 「軽い・錆びない・腐食しない」FRP グレーチングの専門サイト。専門のオペレーターが、注文から施工の方法まで幅広くサポートします。
アクリル ポリカ の 販 売.com	【アクリル・ポリカのオーダーメイド販売専門店】アクリル板やポリカーボネート板などの樹脂板を販売する専門店。1 ミリ単位のカットや穴あけなど細かな加工も可能です。
e-sample.com	【建材サンプル情報・販売サイト】 気になる建材のサンプルをまとめて取り寄せ可能。新たな建材やメーカーと出会える場としても活用されています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) OOKABE Creations株式 会社 (注)1	福井県福井市	5,000	プラットフォーム の制作	100.0	WEB マーケティング業務の委託 役員の兼任
株式会社FPEC (注)1	福井県福井市	1,000	EC サイトのプロ デュース	80.0 (80.0)	ブランディング業務の委託 役員の兼任

(注)1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023 年4月 30 日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	29
EC サイト開発事業部門	19
EC サイトプロデュース事業部門	2
全社(共通)	3
合計	53

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員数であります。

3. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 発行者の状況

2023 年4月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32	30.3	6.0	3,360

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	29
全社(共通)	3
合計	32

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員数であります。

4. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい規制が緩和され、経済活動が正常化に向かう兆しがあり緩やかな景気の持ち直しがみられました。一方でウクライナ情勢等の影響から物価の上昇が強まっており、今後の影響に十分注意する必要があります。当社でもガラス・鏡を中心とした建築材料の資材高騰が続いていることから、これに伴う製品価格の値上げと共に、リピーターへのサービス強化による成約率維持の取り組みを行っております。

このような環境のもと、当社グループでは従来の建築分野の EC 販売及びプラットフォーム制作だけにとどまらず、建築分野以外の分野への EC サイトプロデュースにも力を入れ、厳しい環境の中でも安定した売上を確保できるよう取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 1,225 百万円(前連結会計年度比 6.2%増)、営業利益は 123 百万円(前連結会計年度比 23.0%減)、経常利益は 131 百万円(前連結会計年度比 27.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は 81 百万円(前連結会計年度比 33.7%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前連結会計年度と比べ 11 百万円減少し、500 百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 48 百万円(前連結会計年度は 120 百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益 125 百万円、減価償却費 9 百万円等の計上と法人税等の支払額 81 百万円の支出によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 231 百万円(前連結会計年度は 10 百万円の獲得)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 205 百万円、投資有価証券の取得による支出 19 百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 169 百万円(前連結会計年度は 24 百万円の獲得)となりました。これは主に長期借入れによる収入 200 百万円、長期借入金の返済による支出 20 百万円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	411,794	6.5
合計	411,794	6.5

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社グループは受注から商品引渡までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	1,202,853	5.8
EC サイト開発事業部門	16,483	△0.4
EC サイトプロデュース事業部門	6,006	—
合計	1,225,343	6.2

(注) 1. 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の 10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境は、外部環境による仕入価格の上昇の先行きが見通せない状況において、建材の価格高騰及び納期の長期化によって、建築分野における消費の落ち込みが見込まれます。このような状況において、今後の事業拡大のため、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業戦略

当社グループが運営しているガラス・鏡に限らず EC 事業者にとって、常に魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできる仕組みやマーケティングプラットフォームを構築することは、競合他社との競争の中でその EC 事業者が顧客から選ばれる要素となるため、極めて重要であると考えております。このような考えから、当社グループは自社グループ内でのプラットフォーム制作に経営資源を重点的に投入し、顧客に選んでいただける EC サイトの構築に努めてまいりました。この結果が、当社グループの特徴・強みとなり、当社グループのガラス・鏡の EC 販売の売上拡大に繋がっていると判断しております。

今後も、EC サイト開発事業部門(OOKABE Creations株式会社)の強化を継続し、顧客のさまざまなニーズに適時適切に対応できる魅力あるプラットフォーム制作によって当社グループの競争力の更なる強化を図ってまいります。

また、上記の当社グループが独自で制作してきたプラットフォームは、ガラス・鏡の EC 販売だけでなく他の建材その他の分野の EC 販売でも活用可能であるため、EC サイトプロデュース事業部門(株式会社FPEC)にて外部顧客に対して当該プラットフォームの販売を促進してまいります。なお、他の建材その他の分野について具体的にどの分野に展開していくかは決まっておりますが、先入観なく幅広い分野の企業との対話の中から、顧客ニーズを捉えてプラットフォームの販売に繋げていきたいと考えております。

EC 運営事業部門(当社)も引き続き業績拡大を図ってまいります。上記のとおり EC サイト開発事業部門(OOKABE Creations株式会社)、EC サイトプロデュース事業部門(株式会社FPEC)のそれぞれでシナジーのある事業拡大を図っていくことで、当社グループのパーパス(存在意義)である「シナジー創出社会をつくる」の実現に努めてまいります。

(2) 人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループの保有する技術・経験・ノウハウを継承・発展させてゆく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにもエンジニアを始めとした優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化して獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の実施、定期的な社内研修の実施等、人材育成・リテンションアップのため、研修・教育制度の充実にも努めてまいります。

(3) 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

継続的な業容拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことは重要であると考えております。

また、上場会社としての社会的責任を積極的かつ十分に果たしてゆくためには、当社グループを取り巻く様々なリスクを把握・管理・対応するとともに、法令遵守(コンプライアンス)体制のさらなる充実・強化が最重要事項の一つであると認識しております。

当社グループは、各種法令・規則・社会倫理の遵守をより確実に実践するために、取締役会、戦戦会議(経営会議)の機能強化と、社内の徹底した情報共有化のための施策・各種研修等に継続的に取り組んでまいります。

これらにより、福井の地の上場会社として、福井の地にて更なる事業拡大を果たし、福井の地にて更なる雇用を創出する等、当社グループの社会的使命を常に意識して地域社会の発展に寄与してまいります。

(4) 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社グループが安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在調達は、主に銀行借入等の間接金融を中心に行っておりますが、今後は直接金融も含めた資金調達力の強化をさらに図り、より安定した財務基盤の維持構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 業界及び景気動向の変動による影響

当社グループは、インターネットを介して注文を受け、ガラス等資材を仕入れ、加工処理後エンドユーザーに販売を実施しております。これらの仕入資材の価格は、国内及び世界的な需給の状況や投機等の動向に影響を受けることから、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、現在においてガラス EC 市場はニッチ市場であり、当社グループではプラットフォーム制作を重視し、魅力ある EC サイトの構築に努めてきたこともあって先行者としてのある程度の地位は確保されていると判断しております。しかしながら、大手ガラスメーカーの参入等により、ガラス EC マーケット業界の環境が大きく変動することとなった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新による影響

当社グループが事業を展開する EC 業界は、技術の変化やそれに対するクライアント企業のニーズの変化、競合の新サービス・AI 技術の展開などにより日々変化しております。当社グループは、EC マーケティングノウハウや、ガラス EC 事業市場のパイオニアとしての蓄積された経験、EC 事業者の中でも高い社内エンジニア比率を確保して、常に業界の一步先をゆくクライアントニーズに寄り添ったビジネスモデルを意識して、プラットフォームの制作及び EC サイトの運営を行ってまいりました。このことが、当社グループの強みとなっていると認識しております。

しかしながら、イノベーションの進展などにより、当社グループのエンジニアが技術的に対応できなくなる事態が発生した場合、当社グループ業界における先行者としての地位が失われ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 資金調達

当社グループは、財政状態の健全性や経営の安全性に配慮しつつ、手元資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しております。それら借入金の使途は、主に商品開発、人材採用並びに事業運営に係る設備投資になります。

しかしながら、市場金利が上昇する局面や、当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、資金使途に応じて金融機関に融資を打診しておりますが、何らかの要因により当社グループが必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保及び育成

当社グループの事業遂行においては、より柔軟で有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、日々の研鑽を通して、IT 人材の育成に取り組んでおります。また、地域からの採用・人材の確保は、地域の活性化に寄与するものと考えており、積極的に採用活動を行っております。

しかしながら、内部における人材育成・教育並びに外部からの人材採用が想定どおりに進まないことなどによる人的リソースの不足がある場合、当社グループの利益計画の進捗に影響を与え、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムダウンに関するリスク

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの信用の失墜により、当社グループの事業運営並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社グループは、事業の推進並びに拡大に対して、コンプライアンス体制が有効かつ適切に機能することが重要であると認

識しております。そのためコンプライアンスに関しては、毎週水曜日開催の戦戦会議（経営会議）において継続的に周知徹底を行うとともに、社内規程・規則を策定して運用を図っております。

しかしながら、故意あるいは想定できない重大なコンプライアンス違反やリスクインシデントが発生した場合、当社グループの社会的信用が低下し、当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 知的財産に関するリスク

当社グループが、第三者の知的財産権を侵害する可能性につきましては、特許事務所と密な連絡体制をとることにより、調査可能な範囲で対応を行っております。しかしながら、十分と思われる調査をもってしても、当社グループが意図せず第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性を完全に排除することは困難です。この場合、損害賠償請求や知財ロイヤリティ料金の支払等により当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの知的財産権に対する第三者による侵害に対しては、同種サービス・事業の継続的な調査・把握を行っております。しかしながら徹底した調査をもってしても、当社知的財産権に対する第三者による侵害を完全に予防することは困難です。この場合、知的財産権の保護が損なわれることにより当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 自然災害リスク

予測不可能かつ突発的な、大規模な地震・台風等の自然災害、事故、戦争などにより、当社グループの事業所並びに従業員の自宅を始めとして社会インフラが壊滅的な損害を被る可能性があります。このような自然災害に備え、本社機能の分散、強固なビルへの入居、従業員安否確認の連絡フロー整備、データのクラウド上での保存、食料等の備蓄等の準備及び注意喚起、各種保険への加入を行っておりますが、想定を著しく超える範囲での損害の場合は、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社グループが被災しない場合でも顧客企業や外部パートナー企業（外注業者、仕入先（流通業者及び加工業者））並びに各種ガラスメーカー等の被災により、間接的に損害・損失を被る可能性もあります。

(9) 個人情報に関するリスク

当社グループは事業を通じて取得した個人情報を所有しております。個人情報の管理は厳重に行っており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成した個人情報保護規程に沿って管理すると共に、当社グループにおいて当該個人情報データを管理するOOKABE Creations株式会社にて「プライバシーマーク」の付与認定を受け、グループ全体として個人情報の保護に取り組んでおります。しかしながら、故意、過失もしくはサイバー攻撃などにより個人情報が漏洩した場合や、個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜、業務停止などの損害が発生し、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) J-Adviser との契約に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定であります。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年4月1日に Jトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 3 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生

(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の

者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ 237 百万円増加し、1,144 百万円となりました。これは、主に土地の取得によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ 153 百万円増加し、535 百万円となりました。これは、主に長期借入金の増加によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ 83 百万円増加し、609 百万円となりました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2023 年6月 27 日)から 12 か月の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、EC 運営事業部門における新社屋建設予定用地の取得 205,308 千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022 年 12 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (福井県福井市)	EC 運営事業 部門	本社機能	433	205,308 (640.50)	—	0	205,741	3
アトリエ (福井県福井市)	EC 運営事業 部門	倉庫機能	216	— (—)	—	120	337	7
ゲストハウス (福井県福井市)	EC 運営事業 部門	マーケティング 拠点	27,870	— (—)	—	—	27,870	—
コンシェルジュ センター (福井県福井市)	EC 運営事業 部門	事業所	2,150	— (—)	—	59	2,209	20
東京出張所 (東京都港区)	EC 運営事業 部門	営業所	—	— (—)	4,281	176	4,457	—

(注) 1. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(2) 国内子会社

2022 年 12 月 31 日現在

会社名	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
OOKABE Creati ons 株式会社	EC サイト開 発事業部門	事業所	66,556	41,351 (62.96)	—	262	108,170	19

(注) 1. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当連結会計年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年6月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	非上場	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年3月31日 (注1)	3,722	23,722	—	10,000	105,904	105,904
2022年12月29日 (注2)	2,348,478	2,372,200	—	10,000	—	105,904

(注)1. 2021年3月31日付の発行済株式総数の増加は、OOKABE Creations株式会社株式との株式交換による新株式発行によるものであります。

2. 当社は、2022年12月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(6)【所有者別状況】

2023年4月30日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	12,000	—	—	11,722	23,722	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	50.59	—	—	49.41	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部 【株式公開情報】 第3 【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023 年4月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,372,200	23,722	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は 100 株です
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,372,200	—	—
総株主の議決権	—	23,722	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性5名、女性1名（役員のうち女性の比率 16%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	大壁勝洋	1967 年 10 月 1 日	1987 年4月 株式会社赤坂 入社 1990 年8月 株式会社大壁商事 入社 2003 年8月 大壁商事株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)設立 代表取締役就任 2018 年6月 OOKABE Creations株式会社 代表取締役(現任) 2022 年7月 株式会社FPEC 代表取締役(現任)	(注1)	(注3)	1,054,200 (注5)
取締役	—	伊井敏幸	1976 年 12 月 12 日	1997 年4月 東立通信工業株式会社入社 2005 年4月 山壁産業株式会社入社 2006 年4月 大壁商事株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)入社 2011 年3月 当社取締役就任 2012 年11月 当社取締役営業部長就任 2020 年1月 当社取締役就任(現任)	(注1)	(注3)	130,000
取締役	—	吉田尚史	1989 年 6 月 23 日	2012 年6月 株式会社サーフボード入社 2016 年4月 大壁商事株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)入社 2017 年4月 当社取締役就任 2018 年6月 OOKABE Creations株式会社 取締役就任 2020 年1月 OOKABE Creations株式会社 取締役社長執行役員就任(現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	—	橋本理奈	1986 年 12 月 4 日	2009 年4月 リコージャパン株式会社入社 2010 年10 月 株式会社ヤマサ製麺入社 2018 年8月 オーカベガラスホールディングス株式会社 (現・OOKABE GLASS株式会社)入社 2021 年3月 当社執行役員就任 2022 年7月 株式会社FPEC取締役就任(現任) 2023 年3月 当社取締役就任(現任)	(注1)	(注3)	—
監査役	—	福菌健 (注)4	1970 年 8 月 26 日	1998 年10 月 青山監査法人入所 2003 年7月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 2011 年9月 公認会計士税理士福菌事務所所長(現任) 2021 年3月 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—

監査役	—	寺尾忠佳 (注)4	1986 年 9 月 6 日	2009 年4月 株式会社三井住友銀行入行 2012 年2月 新日本有限責任監査法人(現・EY 新日本有限責任監査法人)入所 2019 年7月 寺尾忠佳公認会計士事務所所長 (現任) 2022 年7月 寺尾忠佳税理士事務所所長(現 任) 2023 年3月 当社監査役就任(現任)	(注2)	(注3)	—
-----	---	--------------	-------------------	--	------	------	---

(注)1. 取締役の大壁勝洋、伊井敏幸、吉田尚史の3名の任期は、2022年12月28日開催の臨時株主総会の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

取締役の橋本理奈の任期は、2023年3月31日開催の定時株主総会の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の福菌健の任期は、2022年12月28日開催の臨時株主総会の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

監査役の寺尾忠佳の任期は、2023年3月31日開催の定時株主総会の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2022年12月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑥ 役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

4. 福菌健及び寺尾忠佳は社外監査役であります。

5. 大壁勝洋が持分を有するスリー・パイ・スリー合同会社が保有する当社株式数のうち、同氏持分の株式数を加えて記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、経営の健全性の確保と透明性を高めてまいります。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

(取締役会)

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会の運営は、取締役会規程に定められており、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。

(監査役)

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(戦戦会議)

当社の経営会議「戦戦会議」は、代表取締役、取締役及び各部署長にて週1回開催しており、経営方針、営業戦略、リスク・コンプライアンス及び新規事業開発などの経営重要事項を決定しております。

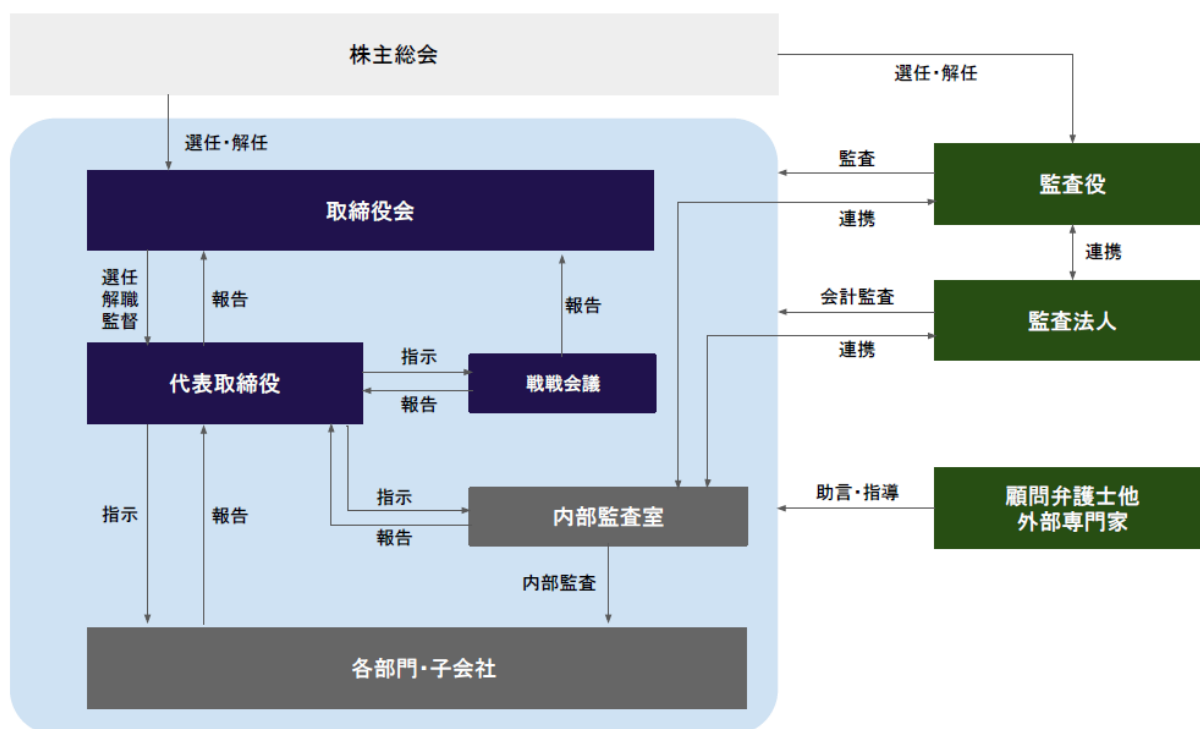
(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役の直轄業務として、内部監査室(兼任 1 名)を中心に被監査部門からの独立性を確保しながら、リスクとコントロールに適合したクロス監査を実施しております。

(会計監査)

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり定めております。

(内部統制システムの構築の基本方針)

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は取締役会及び経営会議(戦戦会議)の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。
- (2)取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行します。
- (3)取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当業務を執行します。
- (4)リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス体制を整備、強化し、定期的に研修等を行い、全役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図ります。
- (5)不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。
通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査役に報告します。
- (6)反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)株主総会、取締役会の議事録、経営会議(戦戦会議)等の重要な情報については、法令及び文書管理規程・稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存期間一覧表に定められた期間保存します。
- (2)関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行います。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・関連子会社への啓蒙、指導を行います。
- (2)各部門・事業子会社の長は、リスク・コンプライアンス規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査役へ報告します。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮のもと行います。

5.当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は、管理管掌役員が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行います。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役が監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、人員を設置します。
- (2)当該従業員の選任、解任、異動等には、監査役の同意を要するものとします。
- (3)当該従業員は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指示命令を受けません。

7.当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (2)当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関す

る重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査法人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

④ 社外監査役の状況について

当社は社外監査役を2名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役福菌健氏及び寺尾忠佳氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を選任しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的に検討してまいります。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部門が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の人数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く。)	31,320	31,320	—	—	3
社外監査役	600	600	—	—	1

ロ. 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、出席した議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	439,975	446,244
売掛金	64,456	70,764
商品	20,044	25,138
預け金	72,235	58,939
その他	25,471	40,288
貸倒引当金	△565	△309
流動資産合計	621,617	641,064
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	103,735	97,227
土地	41,351	246,659
リース資産(純額)	5,010	4,281
その他(純額)	2,424	619
有形固定資産合計	※1 152,521	※1 ※2 348,787
投資その他の資産		
投資有価証券	26,276	43,529
長期前払費用	41,483	45,176
保険積立金	32,405	32,564
繰延税金資産	1,610	2,121
その他	32,000	31,714
投資その他の資産合計	133,775	155,106
固定資産合計	286,297	503,894
資産合計	907,915	1,144,958

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,761	37,900
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	17,892	※2 24,137
リース債務	756	763
未払金	34,230	35,510
未払法人税等	48,694	24,645
未払消費税等	15,620	10,028
その他	43,484	50,370
流動負債合計	205,440	193,354
固定負債		
社債	35,000	25,000
長期借入金	133,012	※2 306,376
リース債務	4,291	3,528
退職給付に係る負債	4,120	5,205
繰延税金負債	—	1,574
固定負債合計	176,423	341,683
負債合計	381,864	535,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	105,904	105,904
利益剰余金	408,582	489,692
株主資本合計	524,486	605,597
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,564	4,324
その他の包括利益累計額合計	1,564	4,324
純資産合計	526,051	609,921
負債純資産合計	907,915	1,144,958

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
売上高	1,153,750	1,225,343
売上原価	381,139	406,625
売上総利益	772,610	818,717
販売費及び一般管理費	※ 612,044	※ 695,088
営業利益	160,565	123,629
営業外収益		
受取利息	139	146
受取配当金	172	287
保険解約返戻金	13,744	—
為替差益	1,951	2,636
受取保険金	6,517	2,768
その他	229	3,561
営業外収益合計	22,755	9,399
営業外費用		
支払利息	854	1,123
社債発行費用	629	—
その他	1,027	658
営業外費用合計	2,511	1,782
経常利益	180,809	131,247
特別利益		
投資有価証券売却益	3,769	—
その他	51	—
特別利益合計	3,821	—
特別損失		
投資有価証券売却損	1,007	675
投資有価証券評価損	—	4,866
特別損失合計	1,007	5,541
税金等調整前当期純利益	183,623	125,705
法人税、住民税及び事業税	65,369	45,170
法人税等調整額	△ 4,090	△ 375
法人税等合計	61,278	44,795
当期純利益	122,344	80,910
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	△ 200
親会社株主に帰属する当期純利益	122,344	81,110

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
当期純利益	122,344	80,910
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,057	2,759
その他の包括利益合計	※ 1,057	※ 2,759
包括利益	123,402	83,670
(内訳)		
親会社株主にかかる包括利益	123,402	83,870
非支配株主に係る包括利益	—	△200

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021 年1月1日 至 2021 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余 金	利益剰余 金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	10,000	—	286,237	296,237	507	507	105,904	402,648
当期変動額								
親会社株主に 帰属する 当期純利益	—	—	122,344	122,344	—	—	—	122,344
連結子会社に 対する持分変 動に伴う資本 剰余金の増減	—	105,904	—	105,904	—	—	—	105,904
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	1,057	1,057	△105,904	△104,847
当期変動額合計	—	105,904	122,344	228,249	1,057	1,057	△105,904	123,402
当期末残高	10,000	105,904	408,582	524,486	1,564	1,564	—	526,051

当連結会計年度(自 2022 年1月1日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余 金	利益剰余 金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	10,000	105,904	408,582	524,486	1,564	1,564	—	526,051
当期変動額								
親会社株主に 帰属する 当期純利益	—	—	81,110	81,110	—	—	—	81,110
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	2,759	2,759	—	2,759
当期変動額合計	—	—	81,110	81,110	2,759	2,759	—	83,870
当期末残高	10,000	105,904	489,692	605,597	4,324	4,324	—	609,921

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	183,623	125,705
減価償却費	8,993	9,042
為替差益	△1,951	△2,636
投資有価証券売却益	△ 3,769	—
投資有価証券売却損	1,007	675
投資有価証券評価損	—	4,866
貸倒引当金の増減(△は減少)	340	△256
賞与引当金の増減(△は減少)	△ 2,000	—
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,120	1,085
保険解約返戻金	△ 13,744	—
受取保険金	△ 6,517	△2,768
受取利息及び受取配当金	△ 312	△434
支払利息	854	1,123
売上債権の増減額(△は増加)	△9,343	△6,308
棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 5,365	△5,093
仕入債務の増減額(△は減少)	6,183	3,138
未払金の増減額(△は減少)	1,885	1,279
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ 5,831	△5,592
その他の増減額	△7,344	4,066
小計	150,827	127,892
保険金の受取額	6,517	2,768
利息及び配当金の受取額	176	295
利息の支払額	△ 800	△1,076
法人税等の支払額	△ 36,350	△81,309
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,370	48,570
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,752	△205,308
保険積立金の積立による支出	△ 3,677	△3,995
保険積立金の解約による収入	28,928	—
投資有価証券の取得による支出	△ 24,225	△19,365
投資有価証券の売却による収入	13,444	769
その他の増減額	△863	△3,832
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,855	△231,732

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の純増減額(△は減少)	△ 928	—
長期借入金の返済による支出	△18,805	△20,391
長期借入れによる収入	—	200,000
社債の発行による収入	50,000	—
社債の償還による支出	△ 5,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△ 802	△802
非支配株主からの払込による収入	—	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,463	169,006
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,951	2,636
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	157,640	△11,519
現金及び現金同等物の期首残高	354,571	512,211
現金及び現金同等物の期末残高	※ 512,211	※ 500,691

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

・2 社

連結子会社の名称

・OOKABE Creations株式会社

・株式会社FPEC

当連結会計年度において、株式会社FPECを新たに設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

②商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

・建物及び構築物 10～45 年

・その他 4～15 年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、内規に基づく当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業部門の業務としてEC運営事業部門、ECサイト開発事業部門及びECサイトプロデュース事業部門にて業務を行っており、これらの事業部門の業務から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・EC運営事業部門

EC運営事業部門は、ガラス・建材商品の販売を行っております。これらは顧客に対する商品の販売であり、商品を納

入することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・EC サイト開発事業部門

EC サイト開発事業部門は、顧客に対して建築分野の WEB マーケティングサービスを提供しております。これらのサービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供することを履行義務としており、役務提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・EC サイトプロデュース事業部門

EC サイトプロデュース事業部門は、顧客に対してブランディング及びマーケティングサービスを提供しております。これらのサービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供することを履行義務としており、役務提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 12 月 31 日)
繰延税金資産	1,610 千円	2,121 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月 4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月 4日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年7月 4日)第7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	69,019 千円	76,655 千円

※2 担保に提供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
土地	— 千円	205,308 千円
計	— 千円	205,308

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
1年内返済予定の長期借入金	— 千円	9,996 千円
長期借入金	— 千円	187,505 千円
計	— 千円	197,501 千円

(連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
退職給付費用	4,120 千円	1,205 千円
貸倒引当金繰入額	340	309
広告宣伝費	122,727	160,284
荷造運賃	65,757	61,511
給与手当	147,914	165,446

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,370 千円	△1,343 千円
組替調整額	△2,762	5,541
税効果調整前	1,608	4,198
税効果額	△551	△1,438
その他有価証券評価差額金	1,057	2,759
その他の包括利益合計	1,057	2,759

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(変動事由の概要) 子会社株式取得に伴う株式交換による増加 3,722 株

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	20,000	3,722	—	23,722

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(変動事由の概要) 株式分割による増加

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	23,722	2,348,478	—	2,372,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021 年 12 月 31 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 12 月 31 日 至 2022 年 12 月 31 日)
現金及び預金勘定	439,975 千円	446,244 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△4,400
証券口座預け金(その他流動資産)	72,235	58,848
現金及び現金同等物	512,211	500,691

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

主として車両であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金等や借入金及び社債については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	26,276	26,276	—
資産計	26,276	26,276	—
長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	150,904	150,288	△615
社債(1年以内償還予定分を含む)	45,000	44,974	△25
負債計	195,904	195,263	△640

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	43,529	43,529	—
資産計	43,529	43,529	—
長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	330,513	328,043	△2,469
社債(1年内償還予定分を含む)	35,000	34,757	△242
負債計	365,513	362,800	△2,712

(注1)以下の金融商品については、現金であること及びすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

資産 現金及び預金、売掛金、預け金

負債 買掛金、未払金

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	439,975	—	—	—
売掛金	64,456	—	—	—
預け金	72,235	—	—	—
合計	576,667	—	—	—

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	446,244	—	—	—
売掛金	70,764	—	—	—
預け金	58,939	—	—	—
合計	575,948	—	—	—

(注3) 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	17,892	14,141	12,936	12,936	12,936	80,063
社債	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	—
合計	27,892	24,141	22,936	22,936	17,936	80,063

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	24,137	22,932	22,932	22,932	22,932	214,648
社債	10,000	10,000	10,000	5,000	—	—
合計	34,137	32,932	32,932	27,932	22,932	214,648

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	43,529	—	—	43,529
資産計	43,529	—	—	43,529

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	328,043	—	328,043
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	34,757	—	34,757
負債計	—	362,800	—	362,800

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1

の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021 年 12 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	12,920	9,590	3,330
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	4,779	3,600	1,179
	小計	17,700	13,190	4,510
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	8,576	10,706	△2,130
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	8,576	10,706	△2,130
合計		26,276	23,896	2,380

当連結会計年度(2022 年 12 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	19,618	11,369	8,249
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	6,813	6,000	813
	小計	26,431	17,369	9,062
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	4,510	5,819	△1,309
	(2)債券	12,587	13,762	△1,174
	(3)その他	—	—	—
	小計	17,098	19,581	△2,483
合計		43,529	36,950	6,579

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	13,444	3,769	1,007
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合計	13,444	3,769	1,007

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	769	—	675
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合計	769	—	675

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について 4,866 千円(その他有価証券の株式 4,866 千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を設けております。

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	— 千円	4,120 千円
退職給付費用	4,120	1,205
退職給付の支払額	—	△120
退職給付に係る負債の期末残高	4,120	5,205

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,120 千円	5,205 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,120	5,205
退職給付に係る負債	4,120	5,205
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,120	5,205

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 4,120 千円 当連結会計年度 1,205 千円

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,227 千円	2,121 千円
貸倒引当金	14	—
退職給付に係る負債	1,411	1,783
投資有価証券評価損	—	1,667
税務上の繰越欠損金	—	2,531
その他	82	—
繰延税金資産小計	5,736	8,103
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 (注)2	—	△2,531
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	—	△1,667
評価性引当額小計(注)1	—	△4,198
繰延税金資産合計	5,736	3,905
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△815	△2,253
その他	△3,311	△1,103
繰延税金負債合計	△4,126	△3,357
繰延税金資産純額	1,610	547

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、連結子会社である株式会社FPECの税務上の繰越欠損金の発生による増加及びスケジュールリング不能な将来減算一時差異の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2022 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	2,531	2,531
評価性引当額	—	—	—	—	—	2,531	2,531
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	金額(千円)
EC 運営事業部門	1,200,450
EC サイト開発事業部門	16,483
EC サイトプロデュース事業部門	6,006
顧客との契約から生じる収益	1,222,940
その他の収益(注)	2,403
外部顧客への売上高	1,225,343

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	64,456	70,764
契約負債	23,208	27,881

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、福井県福井市において、賃貸不動産(土地)を有しております。

2022 年 12 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 2,260 千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前連結会計年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	-	-
	期中増減額	-	205,308
	期末残高	-	205,308
期末時価		-	192,150

(注) 1. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は、賃貸用の土地の取得(205,308 千円)であります。

2. 期末の時価は、主として近隣の公示価格を基に算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大壁勝洋	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 69.2	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注)2	71,347	—	—

(注)1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を行っておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

取引金額には、保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、上場申請日(2023 年 6 月 6 日)現在
解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大壁勝洋	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 43.9	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注)2	59,354	—	—

(注)1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を行っておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

取引金額には、保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、上場申請日(2023 年 6 月 6 日)現在、
解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	221 円 75 銭	257 円 11 銭
1 株当たり当期純利益	53 円 63 銭	34 円 19 銭

- (注) 1. 当社は、2022 年 12 月 28 日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。
前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当連結事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	122,344	81,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社に帰属する当期純利益(千円)	122,344	81,110
普通株式の期中平均株式数(株)	2,281,444	2,372,200

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	第1回無担保社債 (株式会社北陸銀行 保証付及び適格機 関投資家限定)	2021年6月30日	45,000 (10,000)	35,000 (10,000)	0.45	なし	2026年6月30日
合計	—	—	45,000 (10,000)	35,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	10,000	10,000	5,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	17,892	24,137	0.57	—
1年以内に返済予定のリース債務	756	763	0.99	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	133,012	306,376	0.46	2024年～2042年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,291	3,528	0.99	—
合計	155,951	334,804	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,932	22,932	22,932	22,932
リース債務	763	3,528	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 6月30日 毎年 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載 URL https://ookabe-glass.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年3月31日	—	—	—	大壁勝洋	福井県坂井市	特別利害関係者等(代表取締役、大株主上位10名)	3,722	78,798,462 (21,171) (注)3	OOKABE Creations株式会社株式との株式交換による新株式発行
2021年12月28日	入場 咲夫	福井県福井市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大壁 慎太郎	福井県坂井市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)	500	— (一) (注)4	所有者の意向による譲渡
2021年12月28日	入場 君枝	福井県福井市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大壁 慎太郎	福井県坂井市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)	1,000	— (一) (注)4	所有者の意向による譲渡
2022年1月8日	入場 咲夫	福井県福井市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大壁 慎太郎	福井県坂井市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)	500	— (一) (注)4	所有者の意向による譲渡
2022年1月8日	入場 君枝	福井県福井市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大壁 慎太郎	福井県坂井市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)	1,000	— (一) (注)4	所有者の意向による譲渡
2022年1月31日	大壁 勝洋	福井県坂井市	特別利害関係者等(代表取締役、大株主上位10名)	スリー・バイ・スリー合同会社	福井県福井市米松二丁目24番8号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	6,000	26,376,000 (4,396) (注)5	所有者の意向による譲渡
2022年1月31日	大壁 慎太郎	福井県坂井市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)	スリー・バイ・スリー合同会社	福井県福井市米松二丁目24番8号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	6,000	26,376,000 (4,396) (注)5	所有者の意向による譲渡

(注)1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2022年12月31日)から起算して2年前の日(2021年1月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次の通りであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」をいう。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位 10 名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上、決定した価格であります。
4. 移動前所有者である入場暎夫及び入場君枝は、移動後所有者である大壁慎太郎の祖父母であり、生前贈与により無償で譲渡しております。
5. 移動価格は、発行価額を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 2022 年 12 月 20 日 開催の取締役会決議により、2022 年 12 月 29 日付で普通株式1株につき 100 株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等発行の内容】

発行年月日	2021年3月31日
種類	普通株式
発行数	3,722株
発行価格	1株につき21,171円(注)1
資本組入額	—
発行価額の総額	78,798,462円
資本組入額の総額	—
発行方法	株式交換

(注)1. 発行価格は、外部機関が算定した時価純資産価額法による価格を参考に決定しております。

2【取得者の概況】

取得者の氏名	取得者の住所	取得者の職業	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大壁 勝洋	福井県坂井市	会社役員	3,722	78,798,462 (21,171)	特別利害関係者等(代表取締役、大株主上位10名)

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
スリー・パイ・スリー合同会社 (注)1. 4	福井県福井市米松二丁目24番8号	1,200,000	50.59
大壁 勝洋 (注)1. 2	福井県坂井市	1,042,200	43.93
伊井 敏幸 (注)1. 3	福井県福井市	130,000	5.48
計	—	2,372,200	100.00

(注)1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(当社役員の二親等内の血族が議決権の過半数を所有している会社)

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

OOKABE GLASS株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新関 智之

業務執行社員 公認会計士

相羽 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOOKABE GLASS株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OOKABE GLASS株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。